

GPU Advanced Test driveサービス契約約款

このGPU Advanced Test driveサービス契約約款（以下「本約款」といいます。）は、本サービス（以下に定義されます。）のお申込み企業（以下「甲」といいます。）および株式会社ネクスティエレクトロニクス（以下、「乙」といいます。）の間で、乙が直接または乙の販売パートナーを通じて提供する「GPU Advanced Test driveサービス」を甲が利用する際に適用され、本サービス契約（以下に定義されます。）の内容を構成します。

第1条 用語の定義

本約款において使用する語句の定義は別途定めない限り以下のとおりとします。

- (1) 本サービス : 乙がデータセンター内に設置したサーバー設備に、利用者が選択した CPU、GPU、データ記憶領域容量、メモリ容量、その他のソフトウェアリソースを組み合わせて設定を行うサーバーの機能を、利用者専用として提供するサービス
- (2) 本サービス契約 : 本サービスの提供にかかる契約
- (3) 利用規約 : 本約款および別途定める料金表、利用申込書記載のすべての事項
- (4) 管理者 : 甲の役員または従業員であって、本サービスの使用を管理するとともに、本サービスに関する乙との連絡窓口となる者として、あらかじめ乙に届け出があった者
- (5) アカウント情報 : 本サービスを利用するために必要となる認証キー、ログイン ID、パスワード、その他本サービスの利用におけるセキュリティを確保するための付随的
情報
- (6) 本サービス設備 : 以下を乙の保証設備とします。
GPU サーバー、GPU サーバーに接続するネットワークスイッチ、プロキシサーバーを含む乙のデータセンター内の機器
- (7) 協定事業者 : 以下の会社を協定事業者とします。
株式会社ジーデップ・アドバンス
(東京都中央区晴海 1-8-12
晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ 棟 5階)
豊田通商システムズ株式会社
(名古屋市守区名駅四丁目 11 番 27 号シンフォニー豊田ビル)
- (8) 利用申込書 : お申込み後にメールにて送付します。

第2条 サービスの利用目的

乙は、GPU サーバーの利活用および普及を主たる目的として本サービスを提供しており、本サービスの提供のために本約款を定める。本約款と異なる内容の合意が甲及び乙の間に成立した場合、当該合意内容が本約款に優先して適用されるものとする。

第3条 サービスの利用に際しての利用規約への同意

- (1) 甲は、利用規約の内容を承諾した上で、管理者を定め、乙が別途定める登録手続に従って利用申込を行い、これに対して乙から認証キーを発行し、その他の登録手続が完了したときに、甲と乙との間で本サービス契約に同意し、本サービス契約が成立するものとします。
- (2) 甲は、乙に対し、本サービスの利用者に本規約を事前に提供し、利用規約を遵守する同意を得たことを確約します。

第4条 利用規約の適用範囲

甲は、乙の定める利用規約を遵守しなければなりません。利用規約は乙の提供する本サービス全般に適用されます。

第5条 サービスの申込方法・登録方法

甲は乙が別途指定する登録手続きに従い、利用申込を行うこととします。

第6条 サービス申込の拒絶

乙は、本サービスの利用申込を行った利用希望者が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該申込を承諾しない場合があります。

- ① 本サービスの提供に必要な本サービス設備に余裕がない場合
- ② 申込内容に虚偽、記入漏れ、誤記があった場合
- ③ 過去に契約等の違反等により、本サービス契約を解除されたことがある場合
- ④ その他、乙が不相当と判断した場合

第7条 料金および支払方法

本サービスの利用料金および支払方法は見積り仕様書にて定めます。

第8条 本サービスを利用可能な者の範囲

乙が認めた法人または団体に所属する役員または従業員（業務の委託先を含みます。）に限るものとします。

第9条 本サービス利用期間と更新

本サービス契約の有効期間は最初にサービス利用申込書で特定される日からすべての対象サービスの提供期間が終了するときまでとします。

また、甲が利用期間の延長を希望する場合は、乙が承諾した場合には、本サービス契約を延長することができることとします。

第10条 本サービスの解約

- (3) 甲は、本サービス契約の契約期間中といえども、電子メールまたは書面によって乙が別途指定する通知先に通知することにより、サービス契約を解約することができるものとします。
- (4) 甲は、本サービスの利用期間が終了する場合または甲が本サービス契約の解約を行う場合、事前

に、甲の責任および負担で、甲が本サービス用に提供するクラウドサーバー内に登録したデータについて、消去を行うものとします。

- (5) 事由のいかんにかかわらず、本サービス契約が終了した場合、乙はその終了日以降は、甲の個別の同意を得ることなく、本サービス契約に基づき本サービス用に提供するクラウドサーバー内に保存された甲のデータをすべて削除することができるものとします。この場合、乙は甲のデータ削除による一切の責任を負いません。
- (6) 事由のいかんにかかわらず、本サービス契約が終了した場合、乙は直ちにサービスアカウントの使用停止を行い、本サービスで甲に提供されるすべてのサービスを停止できるものとします。

第11条 ID・パスワードの付与等

乙は、本サービスの利用期間、甲の利用者が本サービスを利用できるように、乙が認める利用者 1 人に対して 1 個のアカウントを付与するものとします。

第12条 ID・パスワード等の管理

- (1) ログイン用の本人確認手段およびアカウントキー、サーバーへのログイン用の本人確認の手段および本サービスによって生成されたプライベートキーの使用は、甲の社内の業務目的での使用に限定されるものとし、甲は、これらをいかなる他の団体または個人にも売却、譲渡または再使用許諾しないものとします。なお、甲は、乙の書面による事前の承諾をもって自身の代理で業務を履行する代理人または業務委託先に対する新たなアカウントキーの発行を乙に依頼することができます。
- (2) 甲は、本サービスの利用者をして、前項に基づいて付与されたアカウントの流用を行わせないものとします。

第13条 サービスに含まれるコンテンツの権利の帰属

- (1) 対象サービスに係る著作権その他の一切の知的財産権は乙または乙に対してライセンスの付与を行った原権利者に帰属するものとします。
- (2) 乙の判断において、対象サービスに係る著作権等が第三者の知的財産権を侵害しているかその可能性がある場合、乙は、対象サービスの停止などの必要な措置を講じることができるものとします。
- (3) 前項の場合には、乙は、対象サービスが停止される時期および期間は事前に甲に通知します。ただし、緊急上止むを得ない場合はこの限りではなく、これに対して乙は何らの責任も負担しないものとします。

第14条 禁止事項

甲は、本サービス契約に定めるものの他、下記の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 乙が本サービスを提供するために運用するクラウドサーバー設備に不正アクセスすること、あるいは不正アクセスを試みることを

- (2) 乙または第三者の知的財産権、プライバシー、その他の権利を侵害し、又は侵害する恐れのある行為
- (3) 公序良俗または法令に違反し、またはそのおそれのある態様で本サービスを利用すること
- (4) 本サービス契約により本サービスの利用が認められた者以外に対し、アカウント情報を開示、貸与、漏洩、譲渡、担保設定その他の処分をすることその他本サービスを利用する権利を許諾したり与えたりすること
- (5) 本サービスに関する未公表の脆弱性情報を乙の承諾なく公表すること
- (6) 乙もしくは本サービスを含む乙が提供するすべてのサービスの運営を妨げ、もしくは信用・名誉等を毀損する行為、またはその恐れのある行為
- (7) 乙が事前に承諾した場合を除き、アウトソーシング事業やシェアードサービス事業など、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、付加価値サービスまたはその準備を目的とした利用をすること
- (8) その他、乙が不適切と判断する行為

第15条 利用規約違反に対するペナルティ

第 13 条の禁止事項に違反した場合、乙は甲のアカウント情報を無効にし、全部または一部のサービスを停止することができるものとします。

第16条 損害賠償

- (1) 乙は、本サービスを提供すべき場合において、乙の責めに帰すべき理由によりその提供を行わなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（利用規約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを乙が知った時刻から起算して、一定時間以上その状態が連続したときに限り、甲の損害を賠償します。ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款等に定めるところにより損害を賠償する場合は、この限りではありません。
- (2) 前項の場合において、乙は、本サービスが全く利用できない状態にあることを乙が知った時刻以後のその状態が連続した時間について、別途定める方法で計算し、その時間に対応する本サービスに係る利用料の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- (3) 乙は、本サービス施設に蓄積されたデータが滅失し、毀損し、漏洩し、又は本来の利用目的以外に使用されたことにより発生する損害については、責任を負いません。
- (4) 乙は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前(3)項の規定は適用しません。

第17条 サービスレベル保証(SLA)

- (1) 甲の本サービス有償利用期間（以下、有償期間）中に発生した障害により甲の正常な稼働が損なわれた場合、当該稼働を満たさなかった部分に相当するサービス利用料金について減額するものとします。
- (2) 障害時間の算出方法は以下とします。

障害時間[Hr] = (有償期間中の累積障害時間 (4Hr 単位に切り上げ))

ここで、累積障害時間とは、以下の各号が生じたことを、甲が乙に通知し、乙がこれを受け付けた時点から復旧までに要した時間、もしくは甲が障害として証明することができる時間をいう。

- ① 甲の SLA 適用サーバーに全くアクセスできない状態
- ② 甲の SLA 適用サーバーに接続されているディスクに全くアクセスできない状態

(3) 適用除外条件

以下の各号のいずれかに該当する場合は、障害補償の対象外とします。

- ① 無償利用期間中に発生した障害
 - ② サーバーの部品を含むメーカー保証期間外に発生した障害
 - ③ 乙が必要と判断し、事前に告知した、または緊急で実施したメンテナンスによる場合
 - ④ 当該 SLA 適用サーバーの利用契約が終了する当日に生じた障害に起因する場合
 - ⑤ 甲が、乙が定める約款に違反したことに起因する場合
 - ⑥ 当該 SLA 適用サーバー内にインストールされた OS、ドライバ、ミドルウェアなど、甲が構築した当該 SLA 適用サーバーの環境に起因する障害
 - ⑦ 甲のクライアント PC 環境、インターネット環境など、乙が管理する設備以外の問題に起因する場合
 - ⑧ プラン変更などによる SLA 適用サーバーの停止など、本サービスの仕様に起因する場合
 - ⑨ 第三者からの攻撃、妨害などに起因する場合
 - ⑩ 障害が継続した時間を利用者が証明できない場合
 - ⑪ 火災、停電、地震、洪水、津波、戦争、動乱、暴動などの事由による場合
 - ⑫ 乙の責によらず、サーバー機器やディスクなどのハードウェアおよびネットワーク回線の品質が低下したことに起因する場合
 - ⑬ その他、サービスの提供を中断する必要があると、乙が判断した場合
 - ⑭ β 版提供期間中のソフトウェアを含むサービスに起因する障害
- (4) 乙は、本サービスの運用状況、本サービスに関する FAQ 等のサポート情報を適宜、乙のホームページ上に掲示するものとし、甲は当該情報を参照することができるものとし、
- (5) 乙は、サポートや問い合わせに対するアドバイスについてその正確性、適切性の確保に努めるものとし、当該アドバイスについて誤りがないことを明示または黙示を問わず保証するものではありません。
- (6) 本サービスをアップグレードまたはシステムアップによりプログラムの交換を行った場合には、交換後の新しいプログラムが本条に基づくサポートサービスの対象となり、交換前のプログラムはサポートサービスの対象外となります。
- (7) サポート受付時間は以下のとおりとします。
- ① 一般的なお問い合わせ : 乙の営業日の 9:00-18:00
お問い合わせには速やかに回答に努めますが、内容により時間を要する場合があります。
 - ② 障害発生時のお問い合わせ : 乙の営業日の 9:00-17:00

(8) 通信の暗号化については SSH であることを保証します。

第18条 アカウントの停止・削除

本サービス契約の契約期間の満了または本サービス契約が解除された場合、乙は甲のアカウントを停止および削除を通知なく実施します。さらに甲が次の各号の一つに該当したときは、乙は何等の通知催告を要せずに本サービス契約を解除し、アカウントの停止および削除を実施できるものとします。

- ① 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、諸税の滞納処分若しくは保全差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生 若しくは特別清算その他債務整理・事業再生に係る手続開始の申立てがあったときその他信用資力の著しい低下があったとき
- ② 事業を廃止若しくは解散し、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき
- ③ 経営が悪化し、事業継続が困難と認めたとき
- ④ 利用規約を含むサービス契約に違反した場合
- ⑤ その他、不相当と乙が判断した場合

第19条 機密保持

(1) 甲および乙は、本サービスに関して知り得た相手方の業務上、技術上その他性質の如何に関わらず有益な情報および秘密とされるべき情報の以下の①から⑤に定めるものを除く情報（以下「機密情報」といいます。）に関して、善良な管理者の注意義務をもって秘密情報として管理しなければならないものとします。

- ① 開示を受けた時点で、既に保有していたもの
- ② 開示を受けた時点で、既に公知または公用であったもの
- ③ 相手方から開示を受けた後に、自己の責に帰すべき事由によることなく公知または公用となったもの
- ④ 正当な権限を有する第三者から合法的に入手したもの
- ⑤ 開示された情報によらず、独自に開発したもの

(2) 甲および乙は、機密情報の開示から3年間は、当該機密情報を開示した当事者の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示または漏洩しないものとし、また、本サービスの提供、運営または利用の目的以外の目的のために転用または流用してはならないものとします。ただし、次の各号にあてはまる場合は、その限りではありません。

(3) 甲および乙は前々項(1)に定める機密情報としての取り扱いを要する情報を相手方に開示する場合、次の各号に定める方法で実施します。

- ① 文書で提供する場合は、文章上に「Confidential」等機密であることを表示して相手方に提供する
- ② 記録媒体で提供する場合、当該記録媒体の表面上に前号同様の表示をする。さらに、電磁的

方式によって前号の表示が技術的に可能な場合は電磁的方式により前号表示を記録して相手方に提供する。

- ③ 口頭で開示する場合、開示の際、当該情報が機密情報としての取り扱いを要する旨を相手方に告げ、速やかに①号または②号に定めるいずれかの方法によって相手方に提供する。

- (4) 甲は、自らの責任で甲の所有するプログラムおよびデータ等を管理するものとし、当該プログラムおよびデータの消失、改ざん、および不正アクセス等による外部流出に関しては、乙は、法令の定めにより明示的に責任を負うものとされる場合を除き一切の責任を負わないものとします。

第20条 免責

- (1) 天災地変、騒乱、暴動、労働争議その他乙の責めに帰すべからざる事由による本サービス契約の不履行又は遅滞について、乙は、甲に対してその責任を負わないものとします。
- (2) 次に掲げる事由は、乙の責に帰すことができない事由(但し以下の事由に限られない)とみなし、乙は当該事由に起因して生じた損害については、いかなる責任も負わないものとします。
- ① 計画メンテナンスの実施
 - ② 行政機関または司法機関による業務を停止する旨の命令
 - ③ 甲の設備の不具合
 - ④ コンピューター上で動作するソフトウェアの不具合
 - ⑤ 甲が本サービス設備に施した設定の不具合
 - ⑥ サービスに接続するためのネットワーク回線の不具合
 - ⑦ 甲の不正な操作
 - ⑧ 第三者からの攻撃および不正行為
- (3) 乙の本サービスに関する義務および責任は、利用規約を含むサービス契約および法令に基づくものに限定され、当社は、利用規約を含むサービス契約および法令に定めるもののほか、一切の責任を負わないものとします。
- (4) 乙は、本サービスが乙所定の仕様に従って継続的に運用されるように努め、また、乙が信頼できると信ずる情報源より情報を取得し、乙の判断により、その誤謬を適切に訂正するよう努めるとともに、甲のデータの消失・漏洩を防止するための安全対策 措置を講ずることにより本サービスの適切な運用に努めるものとしますが、甲が本サービスを通じて得た情報等の正確性につき、何ら保証するものではありません。
- (5) 甲のデータは、甲の責任によって管理されるものとし、乙は、本サービスの適切な運用に努めるものの、利用規約の他の条項の定めにかかわらず、甲のデータの誤り、消失、毀損、漏洩または第三者による改ざん等に関し、一切の責任を負わないものとします。
- (6) 乙は、甲が乙による通知を確認しなかったことにより損害を被ったとしても、一切の責任を負わないものとします。

第21条 個人情報取扱

- (7) 甲は、本サービスの利用の申込みにあたり、乙のホームページに記載のプライバシーポリシーに同意します。(https://www.nexty-ele.com/privacy-policy/)
- (8) 甲は、本サービスの利用にあたり、本サービスを利用する者をして前項記載のプライバシーポリシーに同意させた上で利用を開始するものとします。

第22条 サービスの変更

乙は、営業上その他の理由により、本サービスの全部または一部の内容を変更し、または本サービスの提供を中止および終了できるものとします。

第23条 サービスの中断、中止、終了

- (1) 乙は、次の各号に該当する場合には、本サービスの提供の全部または一部を中断することができるものとします。
- ① 本サービスを提供するための設備の保守、点検、整備、改良または拡張等を実施する場合
 - ② 天災、停電、戦争等の不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
 - ③ 乙の責に帰すべからざる事由により行政機関または司法機関から業務停止命令 またはその指導・要請があった場合
 - ④ 本サービス用ソフトウェアの不具合（エラー・バグの発生による場合を含みます） または本サービス用設備の不具合が生じた場合
 - ⑤ 甲による不正または誤った操作により本サービスの提供に支障が生じた場合
 - ⑥ 本サービス用設備に対する第三者からの不正アクセスがあった場合
 - ⑦ 本サービス用設備または本サービス用ソフトウェアを再起動する必要が生じた場合
 - ⑧ 甲からの本サービスへのアクセスが著しく増加し、本サービス提供用施設に過度の負荷を与えている場合もしくはそのおそれのある場合で、乙がその任意の裁量において甲に対して安定した本サービスの提供を確保するために必要と判断した場合
 - ⑨ その他、乙が本サービスの運営上一時的な中断が必要と判断した場合
- (2) 乙は、前項の規定により本サービスの提供の全部または一部を中断するときは、甲に書面をもって通知するものとします。ただし、乙は、乙が緊急かつやむを得ないと判断した場合、事前の通知を行わずに本サービスの提供の全部または一部を中断することができるものとします。
- (3) 乙は、前(2)項の規定に基づく措置を講じたことにより甲が損害を被った場合であっても、当該損害につき一切の責任を負わないものとします。

第24条 通知の方法・通知の効力発生時期

サービスの変更に関して、乙は、サービス提供のために必要と判断した場合は、甲に実質的な不利益を生じない限りにおいて、事前予告なしに本サービスの変更を実施できるものとします。なお変更後の内容については文書にて報告するものとします。

第25条 ユーザーの地位譲渡の禁止

甲および乙は相手方の事前の書面による同意なくして、本サービス契約上の地位を第三者に継承させ、または本サービス契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせてはならないものとします。

第26条 反社会的勢力の排除

甲は、現在次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないこと並びに暴力団の排除等に関して各都道府県が制定する条例を遵守することを確約するものとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力団等
- (6) その他前各号に準ずる者

さらに、甲は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いる等の方法で、相手方の信用を毀損しまたは相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第27条 輸出等の処置

甲が対象サービスに係るシステムまたはプロダクトを単独でまたは他の製品と組み合わせ、もしくは他の製品の一部として直接または間接に次の各号に該当する取扱いをする場合には、甲は「外国為替および外国貿易法」の規制および米国輸出管理規則等外国の輸出関連法規を確認の上、必要な手続きをとるものとします。

- (1) 輸出するとき
- (2) 海外へ持ち出すとき
- (3) 非居住者へ提供し、または使用させるとき
- (4) その他、関連法規に定めがあるとき

第28条 準拠法、紛争時の合意管轄裁判所

本サービス契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。また、本サービス契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

GAT 約款 第 1.0 版

2024 年 4 月 23 日 制定

改訂履歷

#	版	改訂内容	備考
1	1.0	初版	